

辺地に係る総合整備計画の策定について

- 辺地に係る総合整備計画とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を行うことを目的に策定するもの。
- 令和3年10月に策定した市内の辺地に係る総合整備計画の計画期間が、令和7年度をもって終了することから、「八代市過疎地域持続的発展計画」と併せて、引き続き、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画を策定する。
- 本計画に登載された事業については、交付税措置上、有利な地方債である辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置80%）を活用することができる。

1. 辺地について

① 辺地とは

「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんびな地域」と定義されており、住民の数や、地域から学校・医療機関までの距離など、一定の要件を満たす地域のこと。

② 辺地の要件 ※以下の要件を点数化し、100点以上となれば辺地に該当する。

(1) 面積と人口

地域の中心を含む5km²の範囲内に50人以上の人口を有すること。

(2) 交通条件

地域の中心から学校や病院、役場等への距離が遠隔であること。

2. 計画を策定する辺地について

現在辺地の要件を満たし、計画を策定する地域は、坂本町の5地域、及び泉町の2地域の7地域。

【坂本町】5地域（深水、木々子、辻、責・川原谷、小川内）

【泉 町】2地域（釧迦院、樅木）

辺地の区域設定については、隣接する2以上の字の区域（旧村での区域設定を引継ぎ）により設定。

3. 計画策定の考え方

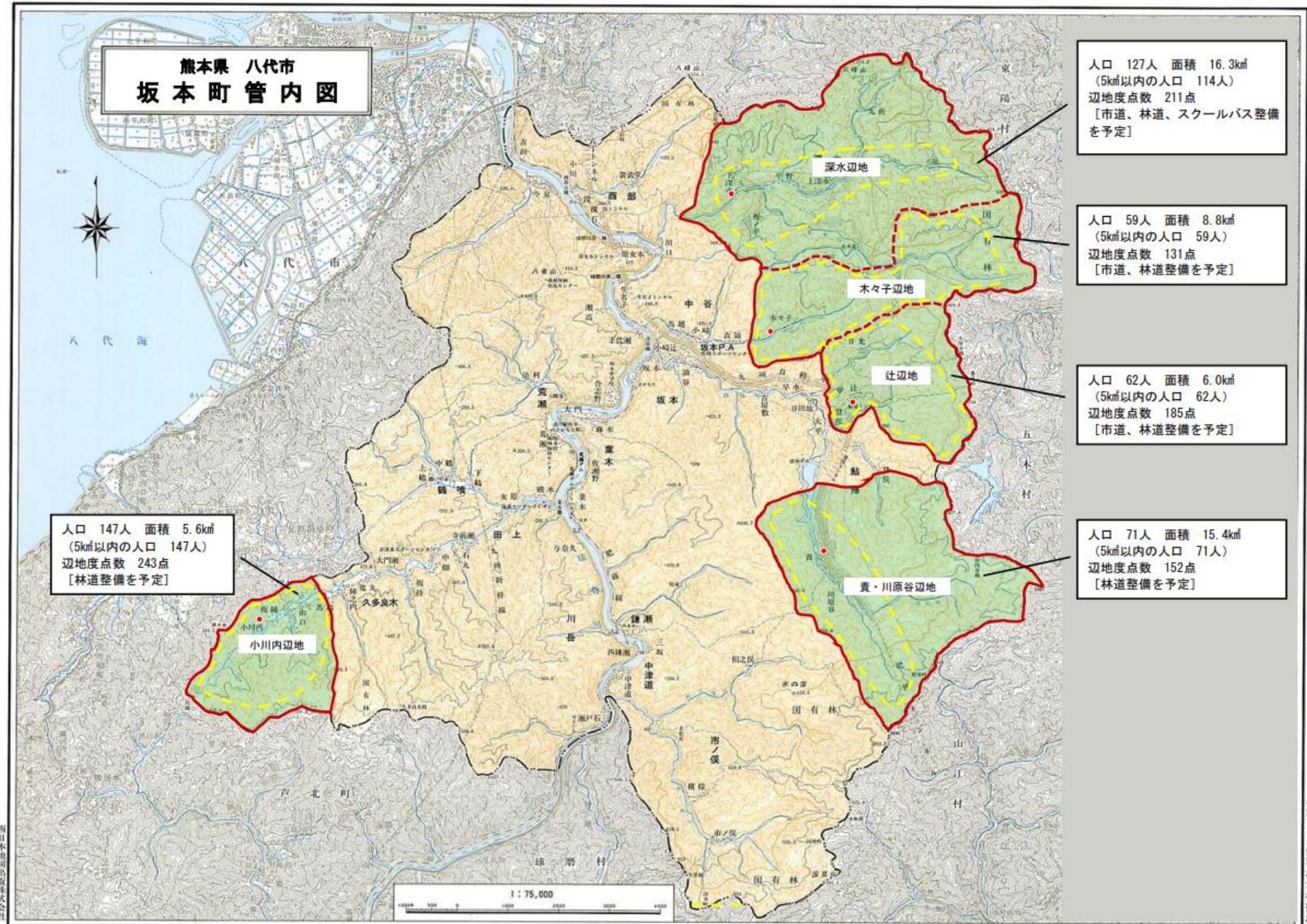
本市の辺地は全て過疎地域内に存在することから、過疎計画に登載されている事業のうち、辺地内で実施されるものを改めて抽出し、計画を策定することとする（両計画に登載することで、過疎・辺地債のいずれかが起債可能となる）。

4. 辺地に係る総合整備計画の策定状況（平成17年度以降）

計画期間	計画対象辺地名	備考
平成17～21年度	南川内、仁田尾、椎原、樅木、釧迦院	旧泉村で策定
平成18～21年度	深水、辻	新市で策定
平成22～27年度	深水、木々子、辻、責・川原谷、小川内、釧迦院、南川内、仁田尾、椎原、樅木	
平成28～令和2年度 令和3～7年度	深水、木々子、辻、責・川原谷、小川内、釧迦院、仁田尾、樅木	南川内、椎原は対象外
令和8～12年度	深水、木々子、辻、責・川原谷、小川内、釧迦院、樅木	仁田尾は対象外

坂本町管内の辺地 5地域（深水、木々子、辻、責・川原谷、小川内）

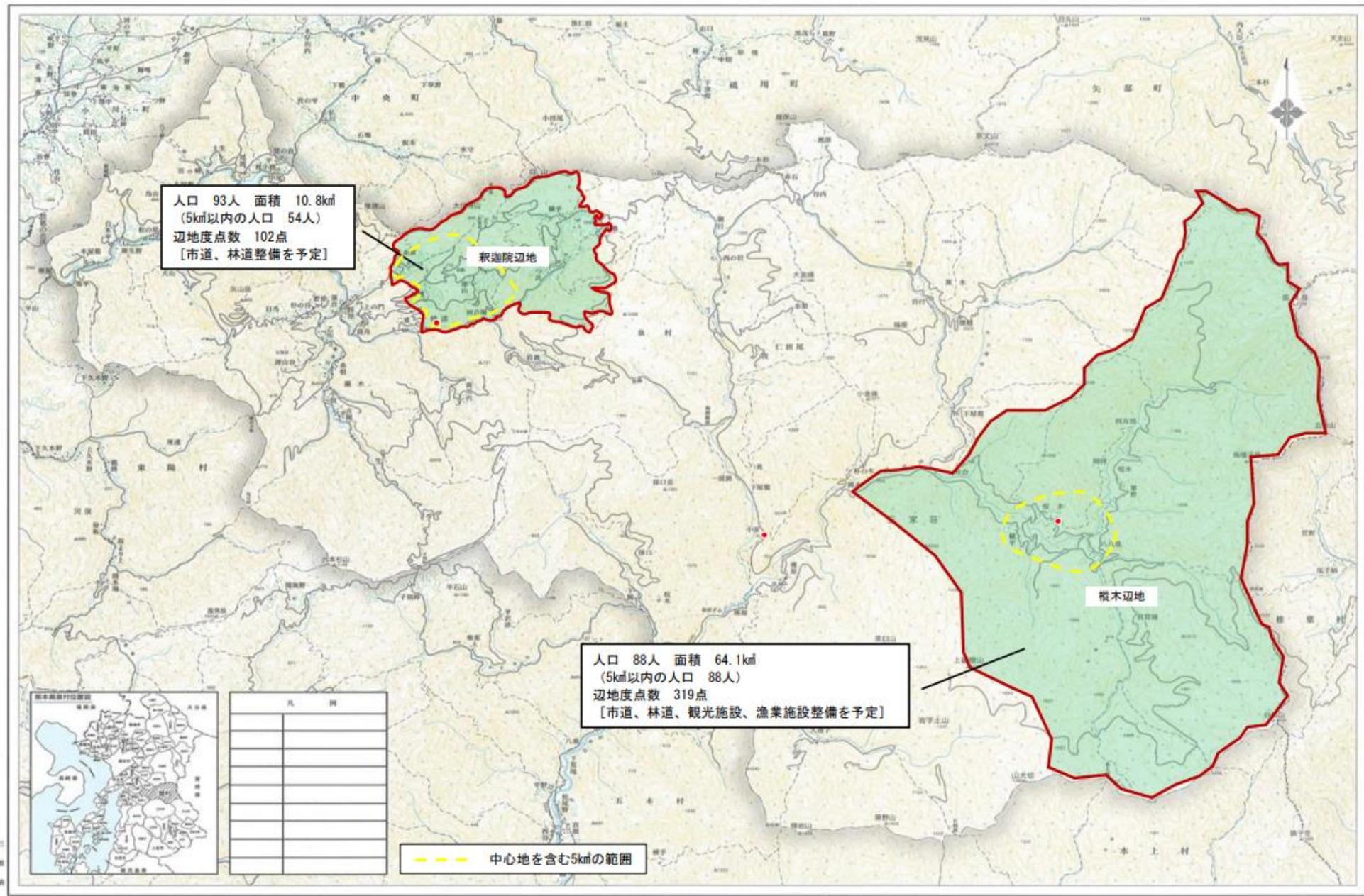
平成十年十月



※赤色の実線は辺地の区域、黄色の破線は中心地を含む5kmの範囲を示す

泉町管内の辺地 2 地域（釈迦院、樅木）

泉町管内図



※赤色の実線は辺地の区域、黄色の破線は中心地を含む 5 km^2 の範囲を示す